

日本公法学会第83回総会開催

内藤光博（専修大学法学部教授）

はじめに

2018年10月13日および14日の両日に、日本公法学会第83回総会が、神田キャンパス303教室（主会場）および302教室（遠隔会場）で開催され、700人を超える会員の参加を得ることができた。

筆者は、日本公法学会開催にあたり、開催校事務局を担当したことから、前川亨法学研究所長および渡邊一弘事務局長の依頼を受け、研究総会の概要をまとめて、本誌に掲載させていただくことになった。

そこで、本稿では、日本公法学会開催にあたっての事前の準備と研究総会のテーマと内容について、備忘録的にまとめておくことにした。

1. 日本公法学会について

日本公法学会（Japan Public Law Association, 以下「公法学会」とする）は、「公法（憲法・行政法・国法学及びこれらに関連する諸部門を含む）に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し、かねて外国の学界との連絡を図ることを目的」（日本公法学会規約第3条）として、戦後間もない1948年に創立された。現在の会員数は1200名を超えており、公法分野における日本最大規模の学会組織である。（日本公法学会のホームページ <http://www.asas.or.jp/publiclaw/meeting.html> を参照。）

歴史を遡って歴代の理事長経験者を見てみると、その時々日本の憲法学および行政法学の碩学が名をそろえており、日本を代表する公法学の研究学術団体（学会）であることがわかる。

歴代理事は以下の通りである。

宮沢俊義（1948～1962）、清宮四郎（1962～1969）、鶴飼信成（1969～1973）、田中二郎（1973～1980）、佐藤功（1980～1986）、芦部信喜（1986～1992）、塩野宏（1992～1998）、樋口陽一（1998～2004）、佐藤幸治（2004～2007）、高橋和之（2007～2010）、小早川光

郎(2010～2016), 長谷部恭男(現理事長, 2016～)

公法学会では, 毎年10月に, 年次総会を開催して, 統一テーマに沿って, 会員を中心とする研究報告と討論を行い, その成果を収めた学会誌『公法研究』を有斐閣から刊行している。

2. 公法学会開催の準備

(1) 開催校事務局の設置

2018年度の公法学会第83回総会が, 専修大学で開催されることに決まったのは開催日の1年以上前であった。会員1200人を擁する巨大な学会の開催であり, 公法学会会員の本学スタッフ一同は大いに戸惑ったが, 前年度開催の東北大学および前々年度開催の慶應義塾大学の開催マニュアルを参考にして, 本学出身の公法学会会員の教授, アルバイトの大学院生および学部学生の皆さんの献身的なご協力を得て, 何とか無事に終えることができた。

準備にあたっては, 本学法学部の白藤博行教授(公法学会現理事)を総会幹事に据え, 以下の公法学会会員の本学スタッフおよび関係者がそれぞれ役割を分担して, 作業に取りかかった。

法学部所属: 平田和一, 増田英敏(会計担当), 榎透, 二本柳高信, 大西楠・テア,
久保田祐介, 山本直毅(大学院任期制助手)の各教授と内藤光博。

法科大学院所属: 棟居快行, 米丸恒治, 藤代浩則および田代亜紀の各教授。

文学部所属: 山田健太教授。

本学出身教授: 谷口智紀島根大学准教授。

また, 石村修および晴山一穂のお二人の専修大学名誉教授にも, これまでの学会活動の長いご経験を踏まえて, お手伝いいただけたことも, 学会開催成功の大きな要因となった。

さらには, アルバイトの大学院生(本学の法科大学院・大学院法学研究科, および本学法学部出身の他大学院生)および学部学生の皆さん総勢23名の助力を得たことも, 大きな力となった。

(2) 本学における42年前の公法学会開催について

前述のように, 専修大学での公法学会開催は, 学会創立後2回目のことである。前回の開催は, 42年前の1976年10月10日および11日の両日に開催された第41回総会であった。

今回の研究総会開催にあたり、当時本学法学部の若手研究者として準備にあたられた石村修名誉教授から当時の開催準備についてのメモをいただいた。このメモは、今回の研究総会の準備にあたり、大いに役立った。

当時の公法学会開催の準備にあたった本学スタッフは、鵜飼信成教授（総会幹事、当時公法学会理事）、鈴木重武教授（総務担当）、宮田三郎教授（会計担当）、隅野隆徳教授（会場担当）、石村修教授であり、そしてアルバイトとして大学院生と学部学生の皆さんの協力を得たと記録されている。

総会会場（教室）は303教室（当時は500人収容、現在では700名収容可能）で、総会初日の10月10日に、1号館の15階ホール「報恩の間」で懇親会がもたれたことも記録されている。1976年は、神田校舎1号館が竣工して2年目のことであり、いまでこそ、都内の大学の高層ビル化が進んでいるが、当時15階建ての高層ビルの校舎を持つ大学は珍しく、本学付近にも高層ビルがほとんどなかったことから、さぞかし夜景が美しかったことだろう。

（3）学会開催の準備作業

42年前の公法学会開催では、303教室のみが主会場として使用されたが、今回と前回で異なるのは、会場は303教室を主会場とし、さらに遠隔システムを利用して500名収容の302教室を利用したことである。これは、当時よりもはるかに公法学会の会員数が増えたことにより、303教室のみでは、初日の研究総会参加者を収容しきれないと判断したからだ。

学会開催には、本学の事務方（学務課、神田教務課および庶務課）の助力なくして実施することは困難であった。

会場の手配や会員誘導用の看板の作成など、学会開催にあたっての準備は、学務課が中心となって進められた。とくに、研究総会会場、初日のお昼休みに開催される理事会の会場（会議室）、報告者控え室、休憩室などの手配と会員誘導用の看板の作成は、学務課のお世話になった。また教務課には、会場（教室）内の横看板の作成、マイクや遠隔システムの設定など、会場のセッティングや機器類の使用方法について、助力いただいた。さらに庶務課には、報告用演壇・会場案内用の大看板やH型看板の貸し出しなど、学会運営上不可欠な備品を準備していただいた。

また財政面でも、本学より援助をいただいた。本学は、学会開催はもとより、教職員が企画するシンポジウムや学術講演会や研究会などの開催にあたっては、教室使用料や清掃費用を一切徴収しない。さらには、公法学会から支給された開催費用だけで

は学会運営をまかない切れなかった場合、限度額はあるものの、助成金を支給していただける。学会にとっては、たいへんありがたいことである。

(4) 研究総会会場の問題

学会開催にあたり、最も危惧されたことは、総会会場の問題であった。

前述のように、公法学会の会員数は1200名を超えており、年次総会には例年700人を超える会員が参加している。とくに初日の総会報告は、一会場のみで行われるため、会場のキャパシティが問題となった。

そこで、公法学会会員の本学スタッフの間で相談したところ、遠隔システムを使用する案を思いついた。つまり、303教室を主会場として、遠隔システムを利用して、映像を302教室に配信するという方法である。教務課課員の方からのレクチャーを受けながら実験を試みたところ、比較的簡単な作業で首尾良く進められることを確認し、遠隔システムを使用して、303教室を主会場、302教室を遠隔会場として使用することになった。

研究総会当日でも、遠隔システムに何らトラブルも起きることなく、初日の研究総会を無事終えることができた。

3. 総会テーマの趣旨

第83回総会のテーマは、「公法解釈における『先例』と『原理・原則』」であった。

このテーマの趣旨と具体的内容は、総会案内状の「趣旨説明」によると、次のようなものだ。

「近時、最高裁判所は、憲法や行政法に関わる重要判決において、実質的に「判例」を変更しているにもかかわらず、判例変更ではないとすることが少なくない。また、内閣が憲法解釈を変更する「閣議決定」を行い、公法学界にとどまらず、一般社会でも大きな関心事となっている。さらに、国の省庁や自治体において、従来の実務を変更した場合、かかる実務や変更の法的意義が裁判上問題となっている。そこで、「判例」、「閣議決定」や、通達・要綱・審査基準・処分基準などの行政規則を含めて、広義に「先例」を理解し、様々な「先例」やその変更の法的意義について検討する。

次に、比例原則や予防原則などの公法における重要な原理・原則に関し、それをどのように解釈、理解すべきかについて、比較法的研究の対象国の相違などにも関連し、憲法学や行政法学のそれぞれの内部において、あるいは憲法学と行政法学との間において、理解の相違が存在するように思われる。また、公法における複数の原理・原則が相互に対抗、

衝突し合うことも少なくなく、それらの関係をどのように理解すべきかについても理解の相違が存在するように考えられる。そこで、比較法研究や原理・原則間の対抗も念頭に、公法解釈における重要な原理・原則について検討する。」

すなわち、今回の総会のテーマの主眼は、第一に、近年の憲法・行政法の公法分野に関わる裁判所による判例変更・集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に見られる内閣による憲法解釈の変更・行政庁による行政規則の変更などの「先例変更」の法的意義の検討、第二に、公法における比例原則や予防原則などの重要な「原理・原則」に関し、比較法的視点から、また複数の原理・原則の対抗関係をも念頭に置きつつ憲法学と行政法学における理解の相違点を明確にするという視点から、「原理・原則」の公法解釈を検討することにあつたのである。

4. 総会報告と部会報告

(1) 総会報告

初日の研究総会では、「公法解釈における『先例』と『原理・原則』」をテーマとして掲げ、公法学における『先例』と『解釈』について、憲法学および行政法学の観点から、総論的に検討すべく、以下の報告が行われた。

「憲法判例と憲法解釈——最高裁判所の憲法判断とその先例制性」(神戸大学・井上典之報告)

「行政法の法理・解釈に関する裁判所の先例」(東京大学・山本隆司報告)

「公法解釈における諸原理・原則の対抗——憲法学から見た比例原則・予防原則・平等原則」(大阪大学・松本和彦報告)

「日本法における比例原則——その歴史性と独自性」(立命館大学・須藤陽子報告)

これらの報告では、公法分野に関する裁判所の判例の「先例性」とその変更の法的意義が明らかにされるとともに、「比例原則」「予防原則」「平等原則」の検討を通じて、公法学の「原理・原則の対抗」について検討がなされた。

(2) 第一部会報告

総会二日目には部会報告が行われた。

第一部会では、「統治機構における『先例』の意義」をテーマとして、次の諸報告がなされた。

「議会と先例——議会法制における先例の役割・実態・限界等」(参議院法制局・川

崎政司報告) および「議会における『先例』・コメント」(立命館大学・大西祥子報告)
「内閣と先例——憲法解釈を中心に」(慶應義塾大学・横大道聡報告) およびコメン
ト(京都大学・仲野武志報告)

「省庁における『先例』」(同志社大学・佐伯祐二報告)

「自治体行政における『先例』」(九州大学・田中孝男報告)

以上の報告では、総会報告で取り扱われた「判例」以外の「先例」がテーマとされ、法制審議等に関する議会の「先例」、内閣法制局における「先例」を含む内閣の「先例」、行政省庁の実務における「広義の先例」、住民との関係での「要綱」など地方自治体における「先例」が検討され、午後のシンポジウムでは、総会報告者を交えて、質疑応答と討論が行われた。

(3) 第二部会報告

第二部会では、「『原理・原則』をめぐる解釈上の対抗」をテーマとして、総会で取り扱われた「比例原則」と「予防原則」以外の原理・原則を検討する次の諸報告が行われた。

「行政における効率性原則」(千葉大学・木村琢磨報告) および「コメント」(大阪大学・片桐直人報告)

「行政活動と信義誠実の原則」(慶應義塾大学・渡井理佳子報告)

「平等原則と非差別原則——原理・原則の対抗・競合・協働」(首都大学東京・木村草太報告)

「憲法規範としての補完性原理の可能性」(明治大学・大津浩報告) および「大津報告へのコメント」(熊本大学・原島良成報告)

以上の諸報告では、「効率性の原則」については、これと対抗する適正手続や公共的価値などを念頭に、行政における法的意義が検討され、「信義誠実の原則」については、これと対抗する法治主義などを念頭に検討され、「平等原則」については、異なるレベルの「平等」の意味や対抗する原理・原則について検討がなされ、「補完性原理」については、国・地方自治体間における「補完性原理」が検討された。

午後から行われたシンポジウムでは、総会報告者も交えて質疑応答と討論がなされた。

(4) 公募報告セッション

公法学会では、会員数の増加にともない、学会の活性化のために、2010年10月から、従来の総会・部会報告に加えて「公募報告セッション」が設けられた。このセッションでは、予め公募報告に応募した会員により、初日の総会報告終了後、90分程度の時

間をとり、研究報告および質疑応答を行うものである。

今回の総会では、次の二本の報告がなされた。

「政教分離における判例理論と社会調査」(大阪大谷大学・岡室悠介報告)

「九条解釈変更及び自衛隊明記改憲の『法理』」(参議院・小西洋之報告)

おわりに——公法学会の開催をふりかえって

筆者は、これまで憲法理論研究会と全国憲法研究会の事務局長を歴任しており、学会開催を何度も行った経験があり、公法学会の開催についても、これまでの経験から何とか乗り切れるだろうと比較的安易に考えていた。

しかし、その考えが甘かったことが、研究総会が近づくにつれて分かってきた。学会の規模が違うのだ。前者は、いずれも全国規模の学会であるとはいえ、主として憲法研究者中心の学術団体であり、会員数も500名程度、研究総会も一日で終わる。他方、公法学会は、憲法・行政法専門の研究者からなる会員1200名の大学会で、研究総会も二日間にわたる。

こうした大学会を開催し、運営にあたるためには、周到な準備と計画が不可欠だ。

まず、第一に重要なことは、開催準備の第一歩として、開催校の中に開催事務局を設置することだ。

開催校事務局は、①学会事務局と密な連絡と連携を取り、開催概要を決定するとともに、運営スケジュール表を作成し、②開催概要と運営スケジュールに合わせて、収支計画をたて、③諸会場の使用計画とフロアプランの案を作成し、④開催校スタッフとアルバイトの人たちの役割分担を決め、人員配置表・連絡先リスト等の作成を行い、最終的に運営マニュアルを作成する。⑤スタッフ説明会を開催し、運営マニュアルをもとに、開催校スタッフやアルバイトの人たちと運営計画を共有する。

次いで、開催間近に、①開催校スタッフとともに最終打ち合わせを行い、②会場施設の最終確認と様々な手配の最終確認を行い、③開催会場の準備、設営とリハーサルを行う。

最後に重要なことは、当日の急なトラブルや変更にも対応可能な体制をとっておくことである。

以上、筆者が準備にあたっての留意点として述べたことは、あくまでも筆者自身の学会開催にあたっての反省の弁とご理解いただきたい。